

福祉情報誌

編集/社会福祉法人AJU自立の家
福祉情報誌発行委員会
発行/AJU車いすセンター
AJU自立生活情報センター

連絡先/〒466-0015
名古屋市昭和区御器所通3-12-1
AJUリサイクル相談事業部内
TEL (052)851-0059
FAX (052)851-0159

暮らしに役立つ、ちょっとわくわくすることがある、そんな情報を贈ります。

平成 19年3月6日 (毎週火曜日) 増刊 AJU通刊 第7787号
昭和54年8月10日 第三種郵便物許可
発行所/東海身体障害者団体定期刊行物発行協会
名古屋市中区丸の内3-6-43 みこころセンター4F

AJU自立の家

第86号
2007年2月20日号
定価**250円**

テーマ

あなた の 声 に こたえます。



絵 森みゆき

はじめの一歩をふみだしたあなたへ

- 福祉制度情報 1
「出直してよ! 「障害者自立支援法」
- あなたの声に応えます 13
「ひとり暮らしに生活費はいくら必要?」
- “ぽっちゃん”のデビュー体験記 .. 16
「私はこうして専門学校へ通っています」
- 人・活動紹介 19
『先生、どうして足がないの?』の著者
鈴木良美さん
- トラベル情報 23
「モン・サン・ミシェルとノルマンディー
地方&パリ8日間」
「東京・横浜新名所と房総半島ぶらり旅」
- かつきのページ 24
- グルメ情報第48弾 25
「石焼&ワイン イワタ」
- 福祉用具のリサイクル情報 26
- 読者の声 27
「名古屋ルーセントワー」
「刈谷オアシスパーク」
- いろいろ情報 28
「愛知県心身障害者技能習得奨学金」
「書籍の紹介」「住宅セーフティーネット法案」
「名古屋市の地下鉄アクセス情報」
「ファミリーマートが福祉コンビニめざす?!」

『これでいいのか?! 障害者自立支援法』 必要な人に必要なだけのサービスを!

自立支援法は、各市町村ごとに「支給決定基準」を作成することになっていますが、「サービスの支給決定」にあたり、その基準が役所の窓口で事実上の「上限」のように説明されるなど、障害のある仲間たちを苦しめています。

今回は、このような現状と、それに負けず、「自分が自分らしく生活するために必要なサービス」を獲得するための知識、そして、前号でお伝えした「国の一時的負担軽減策」の内容についてお知らせします。

名古屋市の現状

名古屋市は、今年の3月末までそれまで利用していたサービス量（外出介護をのぞく）を暫定的にそのまま支給決定し、4月以降は、市が作成した「支給決定基準」に基づきサービス量を決定する事になっています。そして、今、4月以降のサービス利用についての聞き取り調査がはじまっています。しかし、区役所の窓口では「利用を制限する」方向に動いているとしか思えない説明があったり、「介護できる家族の有無」が支給基準に反映されるなど、「障害者の自立」の後退?!と思わざるを得ない許せない状況があります。

市内の読者の方に、「区役所での聞き取り調査」について聞いてみました。

Iさん: 両親、兄弟と同居、20代、女性、疾病による両下肢の障害、区分5

<現在の支給決定量>

・重度訪問介護 353時間/月
内移動加算 83時間

<区役所での聞き取り調査>

家族の勤務状況（就労証明書）と、保険証のコピーの提出を求められました。さらに、「土日

は、ご家族がいるから、外出はご家族としてください。」とか、「郵便局はご家族にできるだけいってもらってください。」と言われました。また、「夜間のトイレや寝返りはスポット介護」とも言われました。でも、それは人として不自然（いつトイレに行きたくなるか、寝返りも決まった時間まで待てないときもある）です。

<4月からの介助量について>

4月からの介助量は審査会で検討してもらうことになりました。その結果今より10時間増えました。でも実際サービスを使ってみたら、現在の支給量でもいざというとき足りないのもっと必要とお願いしているところです。

Bさん: 両親と同居、50代、女性、筋ジストロフィー症、区分6

<現在の支給決定量>

・身体介護 197.5時間/月
・家事援助 75時間/月

<区役所での聞き取り調査>

『身体介護』は80時間までしか使えません』と言われ、「今後増える事はあっても減る事は考えられない」と言ったら「重度訪問介護」という形をとれば時間的には十分取れるとのこと。

ただし、単価的に下がるので事業者から嫌がられ断られる可能性があると言われた。それでも80時間では何ともならないと思い、一応「重度訪問介護」の方で申請はした。サービス提供事業所には、話し合いの結果変えてもいいと言われているが…。

<4月からの介助量について>

一応、区役所のいうとおり妥協したかたち。軽度の人への介助単価より重度の人の介助単価が低ければ誰だってそんな割の合わない仕事はしたくないに決まっている。より人の手を必要としている重度障害の介助の分こそ行政が多めに負担して事業所も障害者本人も生きやすくしてほしい。

編集部：以下のように、厚生労働省の通知では、「重度訪問介護」の単価設定は、長時間滞在したサービスを前提として、ヘルパーの1日あたりの人件費等を考慮して設定されている。Bさんが希望する「介助」の連続時間についてわからないので何とも言えないが、もし見守りは必要なく、短時間介助が一日数回という希望であれば、この変更は行政から事業所への責任転嫁だと言えます。

報酬の告示の解釈通知（06年10月31日）

短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて短時間サービスが高い単価設定となっている居宅介護に対し、重度訪問介護については、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用（人件費及び事業所に係る経費）を勘案し8時間を区切りとする単価設定としているものである。

Aさん：夫（障害あり）と同居、40代、女性、通所授産施設利用、脳性まひ、区分6

<現在の支給決定量>

- ・身体介護 93時間/月
- ・重度訪問介護 244 時間/月

<区役所での聞き取り調査>

区分と家族の状況で支給総量がどうなるかを説明された。家族の介護の状態によって支給量の基準が1から3まであるそうです。

基準1 = 家族に介助してもらえる人がいる。

基準2 = 家族に介助してもらえる人がいるが働いている。

基準3 = 家族に介助してもらえない。

私の場合は区分6で、基準3に該当するので、現在決定されている支給量は支給決定基準の範囲内という説明でした。それから、「今の支給量で足りていますか？」ときかれたので、「最近トイレを失敗することが多く緊急で派遣してもらうことが増えてきた。」と伝えたら、「身体介護を増やしましょうか？」といわれ「はいお願いします。」と答えました。

<4月からの介助量について>

聞き取り調査で、支給量は足りると思ったので納得しました。身体介護が100.5時間/月になりました。

Eさん：夫（障害あり）と子供と同居、30代、女性、脳性まひ、区分6

<現在の支給決定量>

- ・重度訪問介護 660時間/月
- 内移動加算 78時間/月

<区役所での聞き取り調査>

「あなたの現在の時間数だとかなりオーバーしております。旦那さんのほうは十分なのでお子

さんのことは旦那さんのほうに時間を入れた方がいいと思いますよ。」と言われました。昼間主人は授産施設で働いています。だから、子供のことは私がしています。「じゃあ昼間は奥さんですよ。でもこのままだと・・・。」と役所の人は悩んでしまいました。窓口の人は、私に小さな子供がいるということは知っていて現状のまま出したいということもあるようです。しかし、『枠』という大きな壁もあるようです。一応こっちの言い分は聞いてはくれました。審議会にかけてくれるということです。

Gさん: 両親と子供と同居、30代、女性、脳性まひ、区分6

<現在の支給決定量>

- ・重度訪問介護 770時間/月
- ・移動 50時間/月

<区役所での聞き取り調査>

一番はじめは、親と同居してるから220時間の分類ですねと言われました。両親は働いてると伝えたら280時間の分類と言われ、親に夜中の介助を頼めと言われました。あと、ヘルパーは娘のことをしてはいけないとも言われました。編集部：障害者が自立して生活するための援助が目的なので、子育て支援も認められています。

Jさん: 妻と同居、50代、男性、頸随損傷、区分5

<現在の支給決定量>

- ・重度訪問介護 89時間/月
- 内移動加算 36時間/月
- ・身体通所授産 27日/週

<区役所での聞き取り調査>

- ・身体介護の量を増やしたい(週3回の夜の部分を週5回へ)

市職員：主に入浴介助で利用しているが、入浴だと通常1時間で足りる。

私：自分の場合は1時間30分かかる。

②加算移動

- ・月1回の通院
- ・月1回の床屋

以上から市より具体的な時間の提示があり、「但し、この時間は決定ではない。改めて支給決定時間は通知する。」とのこと。

Hさん: 単身、40代、男性、脳性まひ、区分5

<現在の支給決定量>

- ・重度訪問介護 298時間/月

<区役所での聞き取り調査>

「支給量は足りているか」、「変更はないか」を聞かれ、前もって用意しておいた週間スケジュール通りだと答えた。何やら電卓を弾いてにっこり。窓口にとれくらいの裁量があるのか知らんがおそらくぎりぎり通せる量だったのだろう。

Cさん: 単身、40代、男性、脳性まひ、区分6

<現在の支給決定量>

- ・重度訪問介護 744時間/月
- 内移動加算 45時間/月

<区役所での聞き取り調査>

「4月から1日約1.4時間しか居宅サービスは受けられません。一日の行動、どのように過ごしているかを1週間表にして書いて持ってきてください。」

<4月からの介助量について>

区役所の人が自宅に訪問調査にきました。支給時間はまだわかりません。3月末決定です

Dさん: 単身、50代、女性、脳性まひ、
区分6

<現在の支給決定量>

- ・身体介護 28時間/月
- ・重度訪問介護 404時間/月

<区役所での聞き取り調査>

「重度訪問介護」は、区分6で単身なので、単位数は96.370単位で、基準3なので、419時間です。身体に変えられるのは109時間までなら使えます。ただ、重度訪問介護と身体は同じ事業所では使えません。と言われました。私はずっと一つの事業所しか使っていないので、他の事業所を探すために、「事業所の一覧表はありますか」と聞いたのですが、1冊もないと言われました。私は、「それでは昨年の9月の時と同じで私は事業所がわからないなら事業所を変えたくない。重度訪問介護と身体を同じ事業所でやったほうが頼みやすいし 私の体も楽なので。」と言って帰ってきました。

編集部: 名古屋市では、4月以降は事業所を変えることを原則としていますが、どうしても事業者が見つからない場合は当面、同一事業所が利用できます。

Fさん: 単身、20代、男性、筋ジストロフィー症、区分6

<現在の支給決定量>

- ・重度訪問介護 744時間/月

<区役所での聞き取り調査>

非定型なので、審査会行きということでした。

(役) 24時間はでないかも知れません。

(自) 私は困ると話して、24時間必要な理由と泊まり介助時の見守りの必要性を文面に記しました。

(役) 役所の人としては、これを資料として審査会へまわしますと言っていました。

(役) 744時間の維持を希望だと伝えて、その方向を目指しますが、出るとはいいい切

れません。

あくまで審査会の対応だということでした。

編集部: 審査会は意見を聞く場で決定はしません。

決定は区役所の窓口の役割です。

Kさん: 単身、30代、女性、視覚障害、
体幹機能障害、区分6

<現在の支給決定量>

- ・身体介護 46.5時間/月
- ・重度訪問介護 581.5時間/月
- 内移動加算 69.5時間/月

<区役所での聞き取り調査>

現在支給決定されている利用時間で何か変更部分があるかを、役所の担当者から聞かれ、移動時間数だけ足りていないので、時間数を増やして申請したいと伝えました。重度訪問介護と居宅介護の利用時間数は、現状のままの時間数で申請を行なったが、特に時間数の基準などの話は何も聞いていません。審査会にかけるため、1週間分の生活の流れを所定の用紙に記入し提出するように用紙を渡されました。そして、担当者が訪問して聞き取りを行なうとのことで、訪問日程を決め帰って来ました。

Lさん: 単身、40代、男性、脳性まひ、
区分3

<現在の支給決定量>

- ・身体介護 38時間/月
- ・家事援助 50時間/月
- ・移動支援 41時間/月 (内訳必要不可欠な外出5時間、その他の外出36時間)

<区役所での聞き取り調査>

私は現在の支給量で足りています。そして、「必要に応じていつでも変更可能」と言われました。とりあえず現時点で不都合はないので話は終わりました。

おかしい!

以上、12名の方が「聞き取り調査」の様子を報告してくれました。私が納得いかない、許せない部分にアンダーラインを入れましたが、皆さんはいかがですか？

①家族介助ありき??

家族の都合でしか出かけられない暮らしにもどれと言うことですか？仕事から疲れて帰ってきた家族に介助してもらえということですか？

②「〇〇時間までしか使えません。」「区分〇で単身なので、単位数は〇〇単位です。」これって、「基準=上限」になっていますよね。

③「夜間のトイレや寝返りはスポット介助で」

…。私の知人も、「夜間の寝返りは巡回で対応し、トイレが近ければ紙おむつの利用も考えて欲しい」と言われたそうです。自分でそれでいいというならまだしも、絶対に他人から言われることではない！悲しい。「紙おむつの利用」を語った人は論外だ。区役所は、名古屋市が作った「支給決定基準」(下記参照)とその運用について名古屋市から指導されて聞き取り調査をしています。

名古屋市の支給基準(一部抜粋)

1. 支給決定における勘案事項

- ア: 障害程度区分(または障害の種類及び程度その他の心身の状況)
- イ: 介護を行う者の状況
- ウ: サービスの利用意向
- エ: 介護給付費等各種サービスの受給状況
- オ: 障害者等の置かれている環境等を勘案する(法22条)が、この事項を勘案して決定する際に用いる共通の基準を「支給決定基準」とする。

2. 支給決定の考え方

- (1) 公平性・透明性の確保
- (2) 真に必要なサービスの確保

3. 支給決定方法

- (1) 聞き取りによる「積み上げ方式」の継続

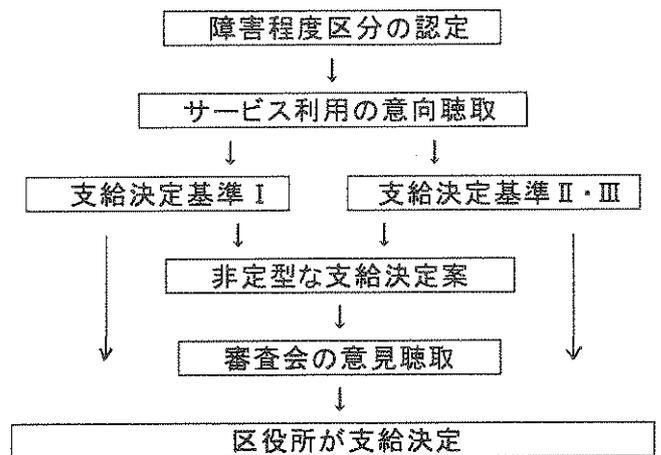
(2) 障害者程度区分を活用した支給決定

- ① 障害程度区分ごとに標準的な支給決定の基準を設定
- ② 障害程度区分ごとに介護者等の状況により標準的な支給決定基準を拡大した基準を設定

(3) 審査会の意見聴取

- ・市が定める支給決定基準と乖離(かいり)する場合、審査会の意見を求めます。

支給決定(介護給付)のプロセス



○支給決定基準 I

現在の利用実績の平均から標準的な基準を障害程度区分ごとに設定

○支給決定基準 II・III

介護者の状況等の理由により障害程度区分ごとに支給決定基準 II・IIIを設定

・支給決定基準 II

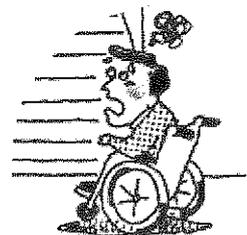
支給決定基準を概ね20~30%拡大した基準

・支給決定基準 III

支給決定基準を概ね30~50%拡大した基準

○審査会の意見聴取

支給決定基準 I・II・IIIでは対応できない非定型な支給決定は審査会の意見聴取を踏まえて決定する。



居宅介護支給決定基準

○身体介護、家事援助

| 区分 | 支給決定基準 I 介助力のある 家族と同居 | 支給決定基準 II 日中働いている 家族と同居 | 支給決定基準 ひとり暮らし |
|-----|-----------------------------|-------------------------------|--------------------|
| 区分6 | 21,790単位 | 基準 I の20~30% 増し | 基準 I の30~50% 増し |
| 区分5 | 15,890単位 | | |
| 区分4 | 11,360単位 | | |
| 区分3 | 7,620単位 | | |
| 区分2 | 5,530単位 | | |
| 区分1 | 3,360単位 | | |

(*)単位とは：地域差を反映するため物価などを元に級地区分が設けられ、級地によって単位が決まっている。10円が基本。名古屋市は「特甲地」で1単位10.60円。

○重度訪問介護

| 区分 | 支給決定基準 I 介助力のある 家族と同居 | 支給決定基準 II 日中働いている 家族と同居 | 支給決定基準 ひとり暮らし |
|-----|-----------------------------|-------------------------------|--------------------|
| 区分6 | 64,220単位 | 基準 I の20~30% 増し | 基準 I の30~50% 増し |
| 区分5 | 45,610単位 | | |
| 区分4 | 25,430単位 | | |

よくする会会長に聞く

ベースとなっている「支給決定基準 I」は「介助者あり」の基準！市はいったい何を考えているのか？この間、名古屋市とずっと交渉を続けている『愛知県重度障害者の生活をよくする会（通称）よくする会』の森美親（よしちか）会長に現状を聞いてみました。



Q1:名古屋市とはどんな交渉をされていますか？

A1:会独自の話し合いや、市内の11障害者団体が集まる『団体協議会』、県内の障害者団体が集まる『愛知県重度障害者団体連絡協議会』などと一緒に、障害のある人が必要なサービスを利用することで自分らしい暮らしができるように交渉しています。

Q2:名古屋市の支給決定基準は、障害程度区分に加え、「介護者の状況」で更に3つに区分されています。これについてどうお考えですか？

A2:猛反対しています。交渉の際に、「名古屋市は障害者の自立に対する考え方を変えたのか？」と訴えていますが、まだ明確な答えが返ってきていません。この区分は、サービスにお金をかけないための締め付けとしか思えません。

Q3:区役所での対応を聞くと「基準＝上限」になっていますよね。これに対しては？

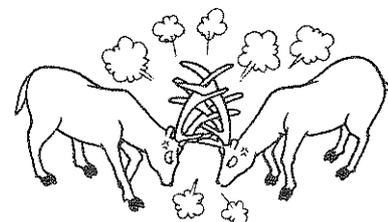
A3:もちろん「こんな基準を作るのはおかしい！」と反対しています。市はずっと「真に必要な人には必要なだけ出します。」と言っている。



ただ、この基準を作ったせいで、みんなが「基準の数字」に惑わされていると思います。まずは、その人の生活にどんなサービスがどのくらい必要かを見るべきでしょう。ただ、我々の会は反対しているのですが、特に意見を上げない団体などもあり、なかなか一枚岩で名古屋市に向かっていけない現状もあります。

Q4:行政へ訴えたいこと（訴えていること）を教えてください。

A4:方向が間違ってきている。市は変わっていないというが、「自立支援」の基本的な捉え方が変わってきているように思う。「自立」は個人のもの、支援の量も個別のもの。個別性を尊重していかないと「自立」はあり得ない。「基準」も個別にしていかなないと「自立」はあり得ない。



Q5: 障害のある仲間へ一言お願いします。

A5: 「数値」や「基準」に惑わされるな！自分の生活を堂々と主張しよう。あきらめるな！そのためには「どんな介助」が「いつ」「どのくらい」必要かを自分で言えるようにすることが大切。



Q6: これからの運動の方向性は？

A6: 市との交渉は続けるが、障害のある仲間の個別の支援をしていこうと考えている。今も区役所の聞き取り調査に同行して、現状をつかんだり、仲間と一緒に「自立」に必要なサービスを勝ち取ることをしている。また、「審査会」に審査される本人を呼ぶ運動もしようと思っっている。自分のことを自分抜きで決められないために。

何が問題なんだろう？

2月10日に開催された愛知県重度障害者連絡協議会主催の緊急公開講座『これでよいのか？障害者自立支援法』で、見聞きしてわかってきたことを報告します。

<講座内容>

1. 基調講演 佐藤 聡氏
全国自立生活センター協議会事務局長
2. シンポジウム
佐藤 聡氏(全国自立生活センター協議会事務局長)
橋本 栄夫氏(愛知県健康福祉部障害福祉課主幹)
山田 茂夫氏(名古屋市健康福祉局障害福祉部障害支援課課長)
早川 利久氏(春日井市健康福祉部福祉課課長)
齊藤まこと氏(名古屋市議会議員)

「支給決定基準」について

○春日井市の支給量 福祉課課長早川氏より

<基本支給量>

一応の目安で、これまでの支給量を継続する考



えをベースに作成。基準の2倍を越えなければ国庫負担基準内に収まる試算。

- ① 居宅介護 国庫負担基準
- ② 短期入所 支援費制度基準
- ③ 日中活動サービス 1月に22日
- ④ グループホーム、施設入所支援 暦日

<基本支給量を越えて決定する場合>

特別の理由があるとき

<審査会の意見を聞く場合>

- ・ 基本支給量の2倍を越えるとき
- ・ 基本支給量を越える理由に疑義があるとき

<地域生活支援事業の移動支援>

- ・ 社会生活上必要な者は制限なし
- ・ 余暇は25時間/月の利用制限あり(以前供給の問題で利用制限を設けた基準をそのまま採用)
- ・ 利用者負担 原則1割。国制度の介護給付と同様の負担上限月額を決定しているが、日常生活用具を除き国制度の負担と合算して適用されるので、国制度の上限負担以上支払うことはない。(償還払いなので一度し払うが後でもどってくる)

<その他>

これまでは国の基準通りに実施してきたので、権限移行で市町村自らが考えることを要求され、経験がなくてバタバタとしている。何か統一される基準があればと思っている。国が決めるのが一番いい。

会場:必要な介助量は人によって異なるので、その人に何が必要かという視点が大切。「基準」より窓口担当者の力量を上げる必要があるのではないかと。

斉藤氏:それぞれ1日に必要な介助と量の表を作成し提出している。それがすべて。「基準」はいらないのではないかと？

早川氏:「基準」はやはり必要。職員間でも個人差が出てくるので。

〇名古屋市の支給量 支援課課長山田氏より
<基本支給量>

「基本支給量」は、支給決定量と実際の利用量に差があったので、実際の利用量を元にして、9割をカバーできるように作った。さらに家族の介護状況を加味して、単身の場合30~50%増やしている。

<審査会の意見を聞く場合>

「基本支給量」を越える「非定型」の場合は、審査会に意見聴取する。決定はそのあと区で行う。

<地域生活支援事業の移動支援>

- ・ 社会生活上不可欠な外出は区役所が必要と認められた時間数
- ・ 余暇は36時間(中学生24時間、小学生12時間) / 月以内の利用制限あり
- ・ 利用者負担 原則1割。月額負担上限額は、利用者本人の所得に応じた額。国制度の負担と合算して適用するので、国制度の上限負担以上支払うことはない。(償還払いなので一度し払うが後でもどってくる)

<その他>

会場:区役所の聞き取り調査で、「土日は家族と外出して下さい」と言われた人もいる。家族の介護力の有無による基準があるのはおかしい。「障害者の自立」に対する名古屋市の考え方はどうなっているのか？

山田氏:土日は家族で外出してというのは意味がよくわからない。重度訪問介護のことか？わからない。必要な人には本当に必要なだけサービスをと伝えている。そのためには24時間、1週間のプランを作成してもらって、実地調査をする必要がある。そして、3月中旬過ぎには決定通知を出す予定。

〇国の負担額(国庫負担金)と地方の負担

国は「支給量は障害程度区分で決まるわけではない。」と言う一方で、国が自治体に支払う負担額は、障害程度区分によって決められている。

(1) 居宅介護対象者

| 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 障害児 |
|---------|---------|---------|---------|----------|----------|---------|
| 2,290単位 | 2,910単位 | 4,310単位 | 8,110単位 | 12,940単位 | 18,680単位 | 7,280単位 |

(2) 行動介護対象者

| 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 障害児 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 10,780単位 | 14,580単位 | 19,410単位 | 25,150単位 | 13,750単位 |

(3) 重度訪問介護対象者

| 区分4 | 区分5 | 区分6 |
|----------|----------|----------|
| 19,020単位 | 23,850単位 | 29,590単位 |

(4) 重度障害者等包括支援対象者

| |
|----------|
| 45,500単位 |
|----------|

だから、財政状況の厳しい市町村は、国から区分ごとの基準額が支払われるだけなので、「障害程度区分や生活の状況を考慮して、必要な人に必要なだけ」と言われても、基準額を超える決定の「越えた分」は市町村の負担となるのでとても厳しい状況。財政が豊かな市町村はごくわずかなので、今の国庫負担金の基準、または低い基準額が続く限り、また、多くの市町村は「区分」による「支給決定基準」を作成し、それが事実上の上限となり私たちの前に立ちほだかり、地域格差がますます広がる可能性大。

佐藤氏は、「国庫負担基準をなくして、すべての支給決定の1/2を国が負担する制度に改めない限り、この問題は解決しない。」とのこと。



低いと言われる国庫負担基準額は

どうやって決められたのか？

市町村の支給実績、支援費の国庫補助基準額等を勘案し、全国の9割程度の市町村の支給実績をカバーできるよう、サービスの種類に応じ、障害程度区分ごとに設定されている。これは一見もっともらしい説明であるが、佐藤氏によると、「国の予算の範囲内でやりくりできる基準、予算合わせ。」とのこと。実際現状をみるとそう思わざるを得ない。

○その他、気になった話

佐藤氏:厚生労働省は、昨年12月5日、「介護保険制度と自立支援法の統合に関する」ヒアリングを障害関係8団体(*)に行った。すべての団体が「自立支援法の問題もそのままに時期尚早」と回答したが、国は、「介助」は「保険」と言う方向にあり、とても危惧している。「介助」は基本的な人権の部分、そして、これを守るのは国の役割。「保険」という不安定なものではなく、「税」による普遍的な仕組みを作るべき。私、本来「介助」に自己負担はいらないと考えている。払える人は負担してもいいと思うが、極論はお金持ちでも負担しなくていいと思っている。

OECD（経済協力開発機構）加盟諸国の、国民総生産に占める福祉予算の割合を見ると、北欧7.7%、ドイツ5%、アメリカ1.26%、比べて日本は0.6%とまだ低い。この点からもまだまだ改善の余地はある。

齊藤氏:国から利用者負担の軽減策が新たに打ち出されたが、この「障害者自立支援法」は利用者負担を残して既に破綻していると言える。



国の一時的負担軽減策

障害者自立支援法円滑施行特別対策

1. 概要

障害者自立支援法の着実な定着を図るため、平成20年産までの特別対策として、以下の3つの柱からなるもう一段の改善策を講じる。

【改善策の規模】1,200億円(国費)

2. 3つの柱

- ① 利用者負担の更なる軽減
- ② 事業者に対する激変緩和措置
- ③ 新法への移行等のための緊急的な経過措置

3. 事業の概要

- ① 利用者負担の更なる軽減

○通所・在宅の利用者対象に1割負担の上限額の更なる軽減(4月～) * 障害児は入所も対象

| 区分 | 市民税所得割 | 資産要件(*) | 負担上限額 |
|---------|--------|---------|---------|
| 課税世帯 一般 | 10万円以上 | - | 37,200円 |
| | 10万円未満 | 非該当 | 9,300円 |
| 非課税世帯 | | 低所得2 | 非該当 |
| | 該当 | | 6,150円 |
| | 低所得1 | 非該当 | 15,000円 |
| | | 該当 | 3,750円 |

(*)資産要件: 単身500万円以下、家族と生計を共にする人1,000万円以下。

4月からはその事業所を利用しても、該当する上限区分の1/4が減免されます。

○入所、グループホーム利用者対象

- ・ 個別減免の資産要件が拡大 300万→500万
- ・ 工賃引上げに対する意欲を更に高めるため、年間の工賃が28,8万円(これを超えた部分の30%を含む)までは、定率負担と食費等の負担が全くかからないようする。

② 事業者に対する激変緩和措置(日割化に伴い収めている通所事業者を中心とした対策)

○事業運営円滑化事業

- ・ それまでの報酬の80%保障を90%へ拡大
- ・ 新体系に移行した場合も、90%を保障

○通所サービス利用促進事業

- ・ 送迎サービスに対する助成

○入所施設の利用者が入院した場合の保障措置
 現行6日分を1か月間→8日分を最長3か月までとする。

③ 新法への移行等のための緊急的な経過措置
 (直ちには移行できない事業者の支援と法施行に伴う緊急的な支援)

○小規模作業所等に対する助成など

名古屋市の軽減策

○国の制度(障害福祉サービス)

これまで名古屋市は、障害福祉サービスは国の責任だという方針で、国へ負担軽減策を要望し、自治体では特に軽減策を設けていなかったが今回ついに導入。資産要件を撤廃し、課税世帯の収入要件を緩和し、更には、軽減策の対象を「グループホーム」と「ケアホーム」利用者にも拡大した。

| 区分 | | 市民税所得割 | 負担上限額 |
|-------|------|--------|---------|
| 課税世帯 | 一般 | 50万円以上 | 37,200円 |
| | | 50万円未満 | 18,600円 |
| | | 10万円未満 | 9,300円 |
| 非課税世帯 | 低所得2 | - | 6,150円 |
| | | - | |
| | 低所得1 | - | 3,750円 |
| | | - | |

○市の地域生活支援事業

| | 移動支援 | 地域活動支援 |
|--------|--------|--------|
| 市民税課税 | 3,600円 | 5,700円 |
| 市民税非課税 | 2,400円 | 3,750円 |
| 生活保護等 | 0円 | 0円 |



窓口で「必要なサービス」を獲得するための知識

○国のサービス支給量決定の基準は、「真に必要な人に必要なだけ」

○国庫負担基準は、サービス量の上限ではなく、国から市町村への補助額の決まりである。

○市町村が作成している「支給決定基準」の多くは、過去実績などによる平均的な基準であり、予算的な目安に過ぎない。基準はあくまでも「真に必要な人に必要なだけ」である。国会の審議でも、基準外、つまり非定型の人場合は、個別の事情を考慮して支給決定するように答えていた。しかし、実際は「非定型」と言いつつ非定型の基準を設けている自治体もあるようだ。その場合は、一緒に闘いましょう。

○とは言ってもは、財政難の自治体においては現状は厳しい。障害者団体のねばり強い交渉の結果、厚生労働省は、3年間の経過措置としてだが、①従前額の保障(国基準を上回っても、前年度の実績があれば、その補助実績で国庫負担金を出す)と、②区分間流用(すべての訪問系サービスの障害程度区分の基準額を合算して使う)してもよいことになっている。

○最新情報を意識してつかもう! おかしいと思ったら、地域の「地域生活支援センター」「障害者団体」などへ相談しよう!

・愛知県重度障害者の生活をよくする会

〒466-0037 名古屋市昭和区恵方町2-5

TEL: 052-841-8841 FAX: 052-852-4810

・全国障害者介護保障協議会/障害者自立生活介護制度相談センター(会員制)

〒180-0022 東京都武蔵野市境2-2-18

グランクレステ302

TEL: 0422-51-1566 FAX: 0422-51-1565

* 重度障害者の非会員の短時間の質問は可能

読者のみなさんの声

<自立支援法の影響>

- 授産施設への通所をやめた。理由は、低い授産工賃から、利用料と給食費を支払うとなにも残らないから。働くという意味が分からなくなり、意欲も感じられなくなった。
- 一般の上限額の37,200円を超えて使うなんてさすがに痛いので、ヘルパー利用の内容や頻度を見直した。



- 生活費を切りつめている、外出を減らした、講座（勉強）のお金がだせなくて、興味のある講座も見送っている。
- 貯金を取り崩して、居宅介護サービスの自己負担金を支払っている。外出、外食が全くできなくなり、家の中で過ごしている。美容院へも行けなくなった。
- 外出、外食を控えている。つまらない。
- いらなくなったものをネットオークションにかけて現金に換えている。
- 今まで、貯蓄に回ってた額を減らしたり、余暇や趣味で使う費用を見直して、自己負担分を捻出した。

<将来への不安>

- いつまで今の生活が続けられるのか、とても不安。貯金がなくなれば、今の生活も諦めなければならなくなる。
- もっと障害が重くなった時に、サービスを使いたくても金銭面で厳しくなるかと不安。
- 今は親と同居だから問題ないが、将来の生き方は本当に不安。今回減らされる支給量が、ライフスタイルが変わったときに本当に返ってくるのだろうか？
- 家賃が払っていけるか？介護保障が減り食事も食べられない状態になるのか。トイレを我慢しなければいけない。
- 収入が年金だけなので、体力が落ちたり、入院したりしてヘルパーさんにかかる費用が増えることを不安に思っている。
- いつになったら安定、安心できるのか漠然と不安。これだけ不安定で振り回される状況では、先々の予定や計画も立たないこともある。
- お金がなくて不安。子供に負担をかけないようにしたいけど不安。



<行政に言いたいこと>

- 税金の無駄遣いや職員の手厚い福利厚生、地方議員の特権や歳費削減、議員定数減などを福祉に回すべきだ。
- 厚生労働省は、「低所得者は生

活保護を受ければよい」と言っているが、実際には親、兄弟の反対もあり受けられないのが現状。それに伴い、自立生活を家族からは反対されている。また生活費の面で必要な支払いをすると、最低限の水準を下回る生活をすごしている。このような経済的な問題を解決するためには就労の必要性を感じているが、重度障害者は、日々の生活に介助の手が必要で、今現在の施策の中では現実的に就労は困難である。

- 今の作業所体系は維持してほしい。
- 地域移行促進といいながら、今やっていることはそれとは逆行している。
- サービスの提供の仕方も機械的に最初に上限ありきではなく、障害者の生活実態に即した温かみのあるサービスを提供して欲しい。誰も好き好んでヘルパーに日常生活介助を受けているわけではない。これを地方行政も国も分からないのか？
- 結局は弱者いじめとしか思えない。国は障害者や弱者の厳しい現状を知ろうとしていない。
- 福祉に従事している人、ヘルパーさんたちの経済面も含めた生活の向上を願う。せめて公務員、自衛官並に生活の保障を。

○日本国民全体が借金を抱え、地方財政も国の財政も赤字を抱えているから、サービスを利用するのにお金がかかるのは分からないことではない。しかし、重度障害者の就労支援や所得保障と並行して、中・長期な視点で障害者施策を進めて欲しい。授産施設の利用料徴収の問題等も取れるところからお金を取るうという発想でしかないと思われても仕方がない気がする。これらの問題に解決の見通しが立つまで、自己負担は保留にして、支援費の状態に戻して欲しいというのが多くの障害当事者の切なる願いです。



○現場を知らないあなたたちが文面だけで決めるんじゃない。私たちは、当たり前前の生活がしたいだけなんやわ。障害を持っている人たちが独り暮らしをすることは、特別ではない。もっともっと知ってもらったうえで決めてほしい。

○今後、両親が他界した場合、身の回り・食事介助のほか、夜中の3～4回の寝返り介助も必要となるわけだから、時間の上限を超えた実費の負担は厳しい。

○人間ほくない支給の仕方は見直してほしい。どんなにサービスが使えても、例えばヘルパーさんと過ごすということは気をつかい疲れます。なので、できたら使いたくありません。でも、いてもらわないと暮らしていけないので、サービスを利用しています。だから、支給量は調子を崩したとき必要な量を支給してほしい。支給量より少なく使っているということは、調子がよいか、サービスが使いにくい、どちらかの理由だと思います。

○障害程度区分と家族の状況で支給総量が決まるのはおかしいと思います。家族と一緒に住んでいるだけで支給量が減るのは自立支援ではないと思います。

○軽度の人への介助単価（身体介助）より重度の人への介助単価（重度訪問介護）が低ければ誰だってそんな割の合わない仕事はしたくないに決まっている。より人の手を必要としている重度障害の介助の分こそ行政が多めに負担して事業所も障害者本人も生きやすくしてほしい。



○子供に負担を背負わさなくてはならないと思うとかわいそう。家族の収入も加算してしまうことに納得いかない。

○弱いところからお金を取るんじゃないで強いところから取ってほしい。

○もっと現場を知ってほしい。年金暮らしの人のこと知ってほしい。

○我が身の甲斐性のなさはおいといて、ヘルパー絡みの不安はヘルパーが今後も確保できるか？現在派遣してくれている事業所が果たして経営を維持していけるか。

最後に

皆さんのおっしゃるとおりだと思います。これまで私たちが社会に望んできたのは「ひとりの人間として認められ、障害のない人と同じように自分の人生を生きる」という人であれば当然の願い、基本的な権利でした。ただ、障害があることでその権利がなかなか認められず、障害のある人自身による運動が始まり、その運動の歴史の中で「自分の人生を生きる」ために足りないものをねばり強く勝ちとってきました。ところが、今、それがまた奪われようとしています。でも、私たちの望む権利は、人として譲れるものではありません。もっと怒りましょう。そして、もっともっと声をあげましょう。

ひとり暮らしには生活費はいくら必要ですか？

「アパートを借りてひとり暮らしをしたいと考えています。ただ、家賃や生活費はいくらぐらい必要なのかと不安です。実際にひとり暮らしをしている人たちの情報がほしいです。」という読者の声に、最近ひとり暮らしをはじめたいづみ（頸髄損傷、車いす利用）が応えます。実は、私も生活費が一番心配でした。家賃、ガス、電気、水道、通信費、食費などは一ヶ月いくらぐらいかかるのかなと。



今回、7人の大先輩に聞いてみたので、ぜひ参考にしてください。

自立生活をめざしている後輩のために、生活費について教えてください。

| 質問項目 | Cさん | Eさん | Bさん | Fさん | Gさん | Dさん | Aさん |
|-----------------------------------|--------------------------------------|---|---|--|---|---|---|
| 障害名 年齢 性別 一人暮らし歴 | 視覚障害、 体幹機能障害 30代 女性 約10年 | 脳性まひ 30代 女性 約4年 | 脳性まひ 40代 男性 13年 | 脳性まひ 40代 男性 16年 | 精神、四肢まひ 30代 男性 7年 | 脳性まひ 50代 女性 約12年 | 脳性まひ 50代 男 2年8ヶ月 |
| 収入 *障害基礎年金は「年金」、特別障害者手当は「特障」と略 | 年金1級/特障 合計 115,038円 | 年金1級/特障 合計 115,038円 | 年金1級/特障 アルバイト8千円 仕送り1万円 合計 133,000円 | 年金1級/特障 その他 2万3千円 合計 138,038円 | 厚生障害者年金3級/県手当 給料12万円 合計 177,000円 | 年金1級/特障/生活保護 約5万7千円 合計 約172,000円 | 年金1級/特障/NPO役員 手当、講師謝金、原稿料等 13万9千円 合計 254,000円 |
| 家賃 | 43,000円 | 60,000円 | 50,000円 | 58,000円 | 60,000円 | 65,000円 | 50,000円 |
| 電気 | 14,000円 | (夏)3,000 (冬)4,000円 | 10,000~ 20,000円 | 6,000~ 10,000円 | 5,500~ 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 |
| ガス | オール電化 | (夏)3,000~ 5,000円 (冬)10,000円 (ガス暖房) | オール電化 | オール電化 | オール電化 | (夏)3,000 (冬)16,000円 (ガス暖房) | 8,000円 |
| 水道 | 0円 減免制度利用 | 15,000円未満 | 1,500円 | | 1,700円 | 2,000円 | 2,500円 減免制度利用 |
| 食費 | 22,000円 | 30,000~ 40,000円 | 30,000円 | 30,000~ 40,000円 | 35,000円 | 25,000円 | 35,000円 |
| 福祉制度 利用料 | (*1)12,400円 | 24,600円 | 0円 | 3,000円 | 15,000円 | 0円 | 24,600円 |
| 医療費 | 8,900円 | 0円 | 0円 | 12,000円 | 1,000円 | 0円 | 0円 |
| 通信費(*2) | 8,500円 | 5,000円 | 18,000円 | 8,000円 | 6,000円 | 4,000~ 8,000円 | 16,500円 |
| 雑費(*3) | 26,000円 | 5,000~ 6,000円 | 不明 | 5,000~ 10,000円 | 30,000円 | 20,000円 | 89,800円 |

(*1)医療費（紙おむつ、カテーテル使用時の消毒液、滅菌ガーゼ《床ずれ用》なども含む）

(*2)固定電話 携帯電話 インターネットを含む

(*3)交際費、洋服代、日用品代など

現在の経済状況に満足していますか？どのくらいの収入が必要だと思いますか？

Cさん:困っていて、続けていけるか不安な経済状態です。何かあったときや、現在の赤字（福祉サービスの自己負担増のため）を補うためには、最低15万円が必要だと思う。（4月より負担上限額が変わるので少しは楽になるが・・・）

Eさん:困ってはいないが、親に頼らず生活をするためには、20万以上あるといいと思う。

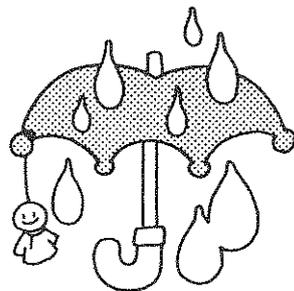
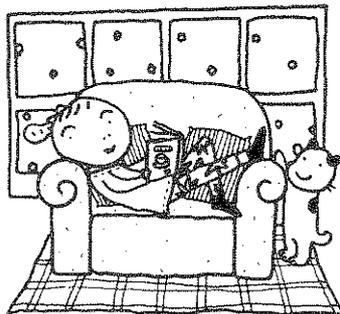
Bさん:今の収入でやれるが、20万円あれば今の生活費より余裕が少しできそう。

Fさん:苦しい。

Gさん:困っていて、続けていけるか不安な経済状態。家賃のウェイトが大きいのが痛い。理想は20万円。親に心配をかけたくない。

Dさん:ちょっと収入がたりない。

Aさん:贅沢はできないが、貧しい思いもしていない状況。単身世帯で最低20万円。住宅環境や障害状況などにより必要な収入は変化するもので一概には言えないと思う。公営住宅と民間住宅では家賃に格差がある。住宅のつくりや広さも障害によって制約が多く発生する。住宅改造にしても維持・修繕に費用は発生する。障害程度の重度化や加齢に伴う改修も必要となり、初回一時金ではまかなえない。日常生活の中で外出手段として公共交通機関だけで暮らせる地域は少なく、重度になればリフトタクシーなどの負担も増える。自家用車を持つことが贅沢な時



代ではないと思うが、関係費用は多額になり負担になる。

自立生活を考えている方へ、「経済面」のアドバイスを！

Cさん:生活していると水回りのトラブル、電化製品の故障、冠婚葬祭等、思いがけない出費があります。家族にひとり暮らしを理解してもらえそうな関係が作れていれば、何か困ったときに援助を得られるかもしれない。民間のアパートやマンションは家賃が高いので、公営住宅を探すことも視野に入れて、早めに準備を進めると良いと思う。外食はかなりお金がかかってしまうので、できるだけ家でヘルパーさんに作ってもらうようにすると、食費を抑えることができると思いますよ。

Eさん:やりくりを上手にやってください。なるべく光熱費を安くおさえるとよい。

Bさん:貯金を少しずつしていくこと。

Fさん:福祉制度の把握。介助量の把握。納得できないことは行政に訴える勇気が必要。ヘルパーステーションの選択を慎重に行うこと、当事者の意見を聞いてくれるところを選ぶこと。介助を受けるのにお金がかかるのだから慎重にやること。

Gさん:できれば公営住宅に入った方がよいと思う。貯金すること。

Dさん:私はお金を使うことが下手なので分かりません。でも一つ言えるのは、自分の収入の額を超えた使い方をしなければ大丈夫です。生きていきます。

Aさん:自分もそうだったが、家族同居や施設生活では他人依存で何とか日々過ごせると思う。でも、ひとり暮らしは自分の責任で日々過ごすことになります。今から積極的にたくさん経験の積んだり、福祉制度を理解し、利用す

るといいです。その上で、初期費用を確保することが大切です。ひとり暮らしは最終目標ではありません。生活を継続させるためには「生き甲斐」や「仕事」を確保するように先行投資を惜しまず努力することが大切だと思います。

社会に向けて、行政に向けて、 言いたいこと

Cさん: 経済的な自立を実現させるには、私たち重度障害者が、社会の中で働ける環境を用意していただきたいと願っています。その環境のない状況で、障害者も社会の一員だからと言って、福祉サービスの利用料等を支払わせる考え方は理解できない。働く場もない重度障害者にとって、居住費の負担は大きい。公営住宅の優先入居や家賃手当等、新しい制度を作り出し、もっと健康的な生活ができるようにしてほしい。私の場合、平成11年から公営住宅の申し込みを続けているが、現在もまだ入居できず、働いていた頃の貯金を取り崩し、苦しい生活を過ごしている。



Eさん: 医療費を払うのはちょっと苦しい。(これからわからないけど) ヘルパー制度をちゃんとしてほしい。こころ変わらない。

Bさん: 仕事場にもヘルパーがつかえるようにしてほしい。

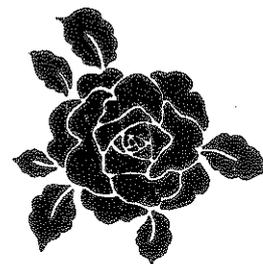
Fさん: 真の地域移行とは何か、障害当事者の意見を聞きながら諸施策を決めて欲しい。地域移行を推進すると言われても、確かな受け皿が地域にないと安心して日常生活を送れない。

Gさん: 障害者の所得を保障してほしい。

Dさん: 日本の国がお金がないからといって、一番弱い立場の人からもお金をとろうとしている事がゆるせない。



Aさん: 障害者自立支援法では、施設脱却と地域移行が高らかに謳われていますが、単に美辞麗句を掲げているだけでなく、実効性のある施策でこれらを反映させて欲しい。施策を立案・施行する際に「学識経験者や専門家」と言われる人たちの見識も必要だとは思いますが、障害をもつ当事者しか分からないことも多くある。限りある財源を使うのであるから、我々の考えを施策に反映できるようなシステムを導入して欲しいと思う。教育の現場で「障害者は特別な人」と誤解を与えるような指導はやめて欲しい。障害者などに対する差別や偏見は社会全体が是正する努力を惜しまないことが重要だと思う。



いづみの感想

アンケートにより生活状況をお聞きしたところ、ひとり暮らしを始めるきっかけはひとそれぞれ違いますが、まずは自分の収入と、自分が生活するのに最低限、どのくらいの費用がかかり、どんな制度が受けられるのか知ることがやはり必要だと思いました。

私も昨年末に念願(?)のひとり暮らしを始めました。自立支援法の改正など、時期的にひとり暮らしにあたっての不安はありましたが、現在の収入は年金と特別障害者手当の他、バイト代等でなんとか生活しています。(始める2ヶ月くらい前には、1ヶ月あたりの収入と支出の一覧表や、一週間の介護計画表を作ったり、福祉のしおりを見て、受けられる減免制度の手続きの準備のため役所に出向いたりしました。)自分らしい生活をするためには年金や特障+もう少し必要なので、体調やペースに合わせて働ける場があれば!と思います。

わたしはこうして専門学校へ通っています。

皆さんはじめまして。私は愛知県豊田市の民間アパートでひとり暮らししている“ぼっちゃん”（女、30代）と言います。骨形成不全という骨の病気で骨折しやすく、歩くことが困難なため、電動車いすを使用しています。毎日、朝・夕・夜とヘルパーさんに来ていただいて、起床、就寝、トイレ、入浴介助など手伝ってもらって生活をしています。



私の生活

平日の昼間は、身体障害者通所授産施設で印刷関係の仕事をしていて、休日は、自分が興味あることを探す旅？に出ています（笑）。それは音楽を聴きに行くこと（コンサートやライブハウス、野外ステージ）だったり、散歩して新しい発見をしたり、買い物をしたり、映画を見たり、専門学校へ行って勉強したり…。『えっ？“ぼっちゃん”が専門学校？！勉強してるなんて思えな～い…。』というか、どんな専門学校へ行ってんの？何の勉強してるの？』とお思いのそこのあなた、こう見えても真面目に勉強してますよ。今から、その専門学校について説明しま～す。

専門学校へ行こうと思ったキッカケ

豊田市から一家で引っ越し話が6年前からありました。でも、引っ越し先の市にある身体障害者通所授産施設には印刷関係の仕事がないことを知り、だったら専門知識を身に付けて一般企業などで働けたらいいなあと考えたからです。



（今思うと、甘い考えだったかも…。）

家族の反応

姉は『ぜひ、行くべき！』と賛成。お母さんは『いろいろと大丈夫かなあ？』と心配した様子でした。うちの母は何でも心配性なんで、何をするにしても最初は「大丈夫かな？」と言うんです。「何が？」と聞いても、具体的にはよく分からない…。姉は、心配性のお母さんのために、「心配な事があつたらその都度家族で考えていけばいいから」というような事を言ってくれたんだと思います。姉の説得のお陰で母も最終的には賛成してくれました。ちなみに私は反対されても行ってしまおうタイプなので、余計にお母さんは心配なんだと思います。

調べるぞっ！

ここからは一人で色々調べました。インターネットが普及してからはかなり調べるのが楽になりました。まず、豊田市には当時、私の習いたい専門分野（印刷関係とWEB関係）の学校がないことが判明。そこであきらめないのが私の良い所！（悪い所？）名古屋市内に範囲を広げて探したら、3校もありました★(V^_^)。

1校は伏見駅近く、あと2校は名古屋駅の近くでした。その中で、個人レッスンのある2校を下見することにしました。もう1校はクラス制でした。

クラス制と個人レッスンの違いは？

クラス制は、学校にもよりますが、だいたい1クラス30人くらいだったと思います。ですから、友達と楽しくワイワイやりたい方はいいのかもしれないですね。ちなみに、朝から夕方までギッシリ勉強する学校もあれば、数時間の所もあるみたいですよ。

個人レッスンは、だいたいどの学校でもパソコンを使う席が空いていれば、曜日関係なく何時からでも何時間でも勉強が出来ます♪
だから私は、体力と難聴のことを考えて、個人レッスンを選びました。

下見あるのみ！

まず、第1希望の伏見の学校へ行ってみました。豊田市駅から伏見駅まで電車で乗り換えなしで行けるからです。ところが、建物の関係上、車いすでは入れない事が判明・・・(泣)。
ということで、名古屋の2校はどうなのかな？と不安に思いながらも行ってみました。
そうしたら、どちらの学校も建物が新しく、エレベーターもビル内に障害者用トイレもありました＼(^o^)/。

体験入学して

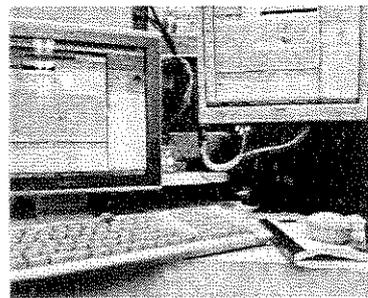
自分に合っているか最終確認！

まずは、行く気はなかったけれど、参考にするために名古屋駅近くにあるクラス制の学校に体験入学。内容は学校によって様々みたいでした。私は、学校側の障害者受け入れ体制や、分かりやすい授業かどうか、体力的に大丈夫かどうか等を自分で判断した結果、やはり私にはクラス制は向いてないかも…と思いました。教室が広いのと30人くらいの学生さんがいたら、私は難聴なので先生の声が全く聞こえないだろうと思ったのです。

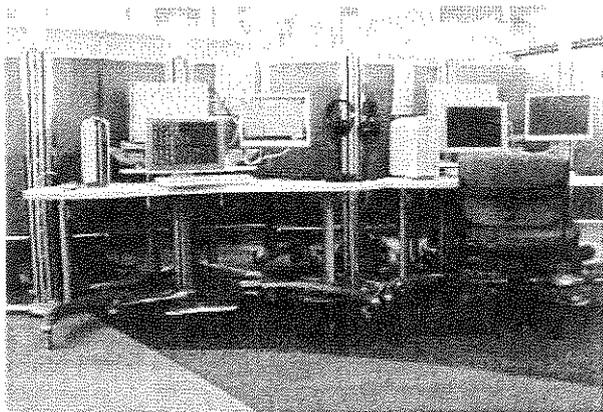
最後の望みをかけて、もう1校の個人レッスンの学校を体験入学。もちろん、障害のある自分を学校が受け入れてくれるかという不安はありました。でも、やってみなきゃ分からないじゃないですか！そして、その学校は私の希望を全部叶えられる感じがしたので、そこに決めました！

決め手

体験入学の説明時に、不安に思うことは何でも話しました。そして、その時の接客の雰囲気です。「ここはいいかも！」と思いました。1番の決め手は、やはり障害者の受け入れ体制でした。障害者は私が初めてと言っていましたが、講師は、教科書やペン、メモリースティックなどの出し入れをサポートしてくれるし、コートなどの着脱も手伝ってくれます。室内は車いすでは狭いのですが、なるべく広い通路へすぐ出れるよう、出入口に近い席をだいたい用意してくれています。机の高さも車いすでちょうど良い感じですよ。トイレはどうしても行きたい時だけ、専門学校の女性スタッフさんに頼んでいます。ちなみに私は、学校のマウスとキーボードは操作をする事が出来ませんが、学校のヘッドフォンは重くて首が痛くなるので、自分が用意したイヤフォンに変えてもらっています♪
また、私は、座高が低いのでパソコンの画面を見やすい高さや角度に変えてもらっています。(上の写真参照)



もう1つの決め手は、受講スタイルです。1人パソコンを2台使って勉強します。右側のモニターが授業映像、左側のモニターは受講者が実際に操作して覚えるという使い方です。もし、授業映像の内容の意味が分からない場合は先生が近くにいるので聞けるし、映像をもう1度確



認して覚え直したい場合は、右側のモニターを巻き戻して見れるので、自分のペースで勉強が出来るのです。今思うと、事前の心配は取り越し苦労？でしたね。みんな親切に手伝って下さるので、こちらが申し訳ないぐらいです。

学校で困ったこと、困ること

地震が起きた時のこと。その時は震度2でしたが、11階にある学校なので揺れが大きく感じて、ちょっと焦りました。その時、今後もし大きい地震が起きたらどうなるんだろう???と不安に思っています。

気になる値段は？

私は2つの授業（印刷関係とWEB関係）を受けているので、今値段をはっきり覚えてないけど高かったです。（50万円くらいかな？）ちなみに私は今現在、専門学校へ通って4年以上経っているので、今は値段や授業のコースが若干変わっていると思います。

専門学校を考えている人へ

まずは、学校へ行って説明を聞いたり、授業を見るといいです。授業の雰囲気や学校側の障害者に対する接し方、障害者を受け入れようという姿勢があるかどうかを見極めて下さい。説明の時に、分からない事や不安に思う事はどんどん聞く事が大切です。それによって、学校側も色々と考えてくれたりしてくれると思います。その後、体験入学して、実際に画面や机の高さ

を自分が勉強しやすいようにしてもらえるか、トイレは使えるかなどをチェックする事かなと思います。ちなみに、不安を取り除く方法を考えてくれなかったり、否定的だったら、その学校は障害者に対して受け入れようとする気がないという事だと私は思います。

これからの野望

本当なら、勉強が身について仕事へと生かせないといけないのですが、まだ趣味止まりになっている所が私のいけない所です。（A^^;アセアセ。しかも、本当に家族と生活したいのかと自問自答を繰り返しているうちに、だんだん歩道を変えたいと思い、結局私だけ豊田市に残りました。今は豊田市の民間アパートに住みながら、身体障害者通所授産施設で印刷関係の仕事をしていますが、授産施設に利用料を払いながら仕事している自分に、本当にこのままでいいのか?と自問自答を繰り返している日々です。そして、今も、やりたいことが他にもあるような気がして模索している所です。

私が通っている専門学校

マルチメディアスクール WAVE名古屋校
住所：愛知県名古屋市中村区名駅2-45-7
松岡ビル11F
最寄駅：名鉄名古屋、近鉄名古屋、名古屋
フリーダイヤル：0120-042-104
ホームページ：http://www.mswave.co.jp
mail：nagoya@mswave.co.jp

障害者トイレ：地下1階にある。普段は悪用されないように鍵がかかっているのですが、ビルの管理に鍵を開けてもらう必要あり。



*専門学校へ行くときに使える「心身障害者技能習得奨励金」制度は、P29参照。

「先生、どうして足がないの？」の著者 鈴木良美さん

毎年、名古屋市にある庄内緑地公園で開催されている「チャリティーマラソン」の車いすマラソンの部で、男性ランナーに混じってレーサー（マラソン用車いす）を飛ばすかっこいい鈴木さんに出会いました。どんな人なのか興味津々で知人に聞いたところ、「小学校の先生をしている、しかも、受傷した後に採用試験を受けて採用された」とのこと。これは絶対取材して、みなさんに紹介なくては！と思い、鈴木さんの勤務先の小学校におじゃましてお話を伺ってきました。



鈴木さんのプロフィール

25歳、女性。小学校教員。中学2年生の冬、交通事故にあい両足（膝下）を切断。義足と車いすを利用して、8ヶ月後、中学へ復学。中学に続き母親の送迎で地元の高校に進み勉強と部活（吹奏楽部）にいそしむ。そして、「教師になりたい」という夢を持って愛知教育大学へ。車の免許を取得し、行動範囲が広がる。車いすマラソンにも力を入れ、大分国際車いすマラソンなどに参戦。そして、平成16年7月に教員採用試験を受け、10月にみごと合格。翌年4月に地元の小学校に就任し、現在は4年生の副担任と、算数の少人数指導担当教員をしている。この2月、父親と共著で「先生、どうして足がないの？」（定価1,300円）を出版。



バレード社発行、星雲社発売

Q: 教師になろうと思ったきっかけを教えてください。

A: 事故にあってから色々な人に出会い、励まされ、支えられた経験から、医師や看護師、理学療法士など医療系の仕事をしたいと思うようになったんです。ただ、勉強の実力や、身体的なハンディで難しいこともかんじたり、福祉についても調べたりしたのですが、「医療」分野への思いが断ち切れず、最終的には、「医療」「福祉」「教育」のすべてに関係する障害児教育にたどりつき、小学校の頃、担任の先生の影響であこがれていた「教師」になったというわけです。また、私は、福祉の世界の内側から声を上げるのではなくて、身近に感じてもらうことが大事だと考え、障害のない人の世界に身を置きたいと思っていました。

Q: 不安はありましたか？

A: もちろんありました。「私が教師になってもいいのか？」「緊急時に子どもたちを守るのか？」「親は理解してくれるか？」などなど。大学の教官などにも相談しました。そして、「覚悟があるなら教員になってみれば。やらずにダメっていうのはおかしい。」という助言を受け

ました。「そうだ、やる前にあきらめることはできない」と私も思い、現在に至ります。

Q:今、その不安はどうなりましたか？

A:子どもの親からは特に何もありません。今はまだ副担任なので、担任になるとまた違うかもしれませんが。緊急時どう子どもたちを守れるかはまだ課題があります。でも、声を出して助けを呼んだり、子どもたちと一緒にいたり、子どもたちを言葉で導くなど私にできることを考えています。

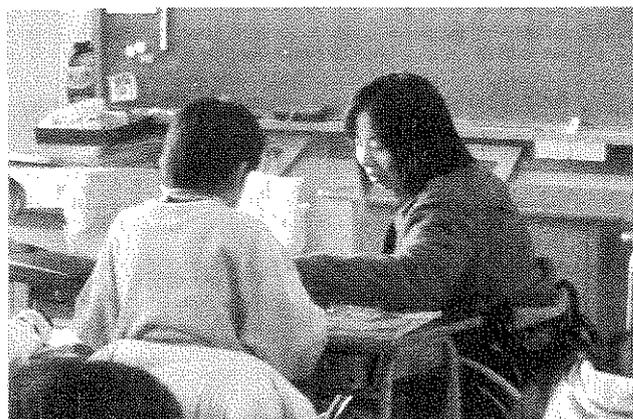
Q:子どもたちの反応はどうでしたか？

A:本にも書いていますが、新任式で初めて私を見たときは先生とは思わなかったらしくて、あいさつをしたらザワザワと驚いていました。最初の頃は、「先生なんで足がないの？」と聞かれ、事故にあったことを話していましたが、だんだん慣れてきて、「あれ？今日足あるね」などと挨拶代わりに声をかけられたりするようになりました。



Q:同僚の反応はどうですか？

A:理解してもらっていると思います。職員室も車いすで通れるように通路を広くとってもらっています。実は、赴任当時の校長先生はなんと私の自宅の近所の方で、私のことを知っていたそうなのです。



Q:学校では車いすと義足とどちらが多いですか？

A:多いというより、義足が足にあっついて、つける部分に傷や湿疹がなければ一日中つけています。でも、義足では速く動けないので、移動には車いすを使っています。

Q:仕事で困っていることはありますか？

A:設備面での心配があったのですが、なんと、決まった学校はスロープもエレベータも車いすトイレもあるこの学校でした。赴任する時に職員トイレにも車いすトイレを設置してもらったので、今は特に困っていることはないですが、授業力、教師力のアップをしていかなくてはと思っています。

Q:「体育」の授業はどうですか？

A:今は副担任なので「体育」はないんですが、担任になるとあります。でも、「体育」は教えられると思っています。今も放課後ソフトボール部の副顧問をしています。昔やっていたので教えられるんです。

中学の教師だと専門教科（免許教科）を教えるので「体育」などはないし、副担任もつくのですが、私の状況ではそっちがあっているかもしれないのですが、私はあえて小学校を選びました。小さいうちに、夢を持つことの大切さを伝えたいし、小さいうちに、ごく自然に私のような人に接してほしいと考えたからです。

Q:子どもたちへ伝えていきたいことは?

A:挫折や事故を経験し、今の私があるのは夢があったからです。目標があると人は「頑張ろう」と思います。だから、子どもたちには、夢や目標を持ってほしいんです。そして、人と人との出会いが大切で、その出会いは自分を育ててくれることも伝えたい。

**Q:転動もあると思いますが、その辺の心配は?**

A:今回はたまたま設備の整った学校でしたが、エレベータのない学校でも何とかかなと思っていますし、なんとかしたいと思っています。

Q:教員免許取得と採用試験の実技はどうクリアしましたか?

A:教員免許は4年制大学の教育課程を卒業するともらえます。体育も車いすで一緒にやりました。教育実習は、地元の学校と養護学校へ行きました。地元の学校は担当した教室が1階でした。校内の階段や段差は同じ実習生に運んでもらいました。養護学校は、設備的な問題はなかったのですが、自立活動でリハビリに近い動作を行うことがあり、それはできないので見ていました。採用試験は勉強が大変でした。卒業後の1年目は他にやりたいこともあったので予備校へ通いながら勉強して、翌年再受験しました。実技は、ちょうど「障害者の特別専攻枠」

(*1)のようなものができて、実技の一部免除や、車いすで受験できる教室や机の配慮があったのですが、実技一部免除はあえて断り、水泳(25m)は、他の受験生と同じように泳ぎました。

Q:「足がない」という現実をどう受け止めていったのですか?

A:車に突っ込まれたとき、私の足が転がっているのが見えたんです。痛みの中、私はどうなるんだろう?とっていました。でも、義足を付けるリハビリが始まるまでは三度も手術があったり、院内感染で危険な目にあったりして落ち着いて考えられませんでした。生きることに必死でした。そして、傷口が落ち着いてリハビリが始まった頃大部屋に移ることになりました。それが、社会の中での「足のない」私とはじめて向き合う時でした。人に見られることがとても気がかりだったのですが、実際は思ったほど気にとめる人もなく、気持ちが軽くなったのを覚えています。でも、退院してもっと大きな社会に出たときつらい思いもしました。私は変わらないのに、同級生の態度が他人行儀になったり、妙に優しくなったり…。そんな中、今の私があるのは、たくさんの人との出会いです。(書ききれないので本を読んで下さい)車いすマラソンの仲間との出会いは、私がいつも足にかけていた膝かけをはずしてくれました。

Q:中学への復学、高校進学はスムーズでしたか?

A:教育委員会で、スロープと手すり、車いすで入れるトイレの設置が認められ、三年生の夏休み明けに中学へ復学しました。高校は、設備面などでなかなか受け入れてくれるところがなかったのですが、中学の先生がひそかに受入れの打診をしてくれていた高校が私が希望するのであればどうぞと、スロープ、手すり、階段昇降機、使えるトイレを設置してくれました。

Q: 仕事以外の時間はどう過ごしていますか？

A: 平日は会議や授業の準備などで帰りがけっこう遅くて、今は帰って寝るだけの生活です。休みは、土曜日はソフト部の部活があるので、日曜日だけかな。もっとマラソンを頑張りたけれど、なかなかできていません。

Q: これからの夢は？

A: 実は、「教師になりたい」という夢が叶って、今は、これっていうものがないんです。マラソンと学校を両立させたいけれど、教師として未熟なので、まずは教師としての力を付けることかなと思っています。

Q: 教師を目指す障害のある人へアドバイスをお願いします。

A: 採用試験に障害者枠ができていますが、まだまだ条件が厳しい状況です。ただ、やらずに想像だけであきらめるのは良くないと思います。できないことはできないと認めて、じゃあどうすべきか考えることが大切。周りには人はサポートしたくてもどうしていいかわからない人が多いと思うので、こうなっていればできるといような提案をするといいと思います。

取材しての感想

鈴木さんの話し方は、職員室の片隅でのインタビューだったせいもあって、淡々としていて、はじめは、クールで控えめな方だなあという印象でしたが、話の内容はそれとは正反対で、心が強く、熱い思いを持った方でした。

印象的だったのは、「障害者が障害のない人に言いたいたくさんしたこと」を、福祉の内側からではなく、一般社会の中で普通に生活することで、身近に感じてもらうことで伝えていきたいという彼女の考え方、そして、状況的には「中学校」の方が働きやすいにもかかわらず、「まずはやってみないとわからない」という精神で自分の「やりたいこと」を優先して「小学校」を選んだ彼女の姿勢。いろいろお話を聞いていて、教育者にぴったりだと思いました。もちろん、本を読むとわかるのですが、今の彼女があるのはそれまでのたくさんの経験があったからこそです。教育委員会は、厚生労働省に「障害者法定雇用率（職員数50人以上の教育委員会は2.0%）」を達成していないと指導されているので、教員採用試験や事務員の採用で障害者枠が全国的に設けられてきています。今がチャンスともいえます。第二、第三の鈴木さんが登場することを願います。

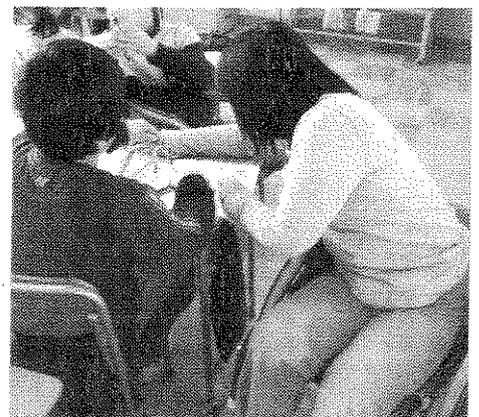
参考 愛知県教員採用試験要項 一部抜粋

身体障害者を対象とした選考

- 1 募集人員 若干名
- 2 受験資格

「一般選考」の受験資格に加えて、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの人。
- (2) 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに教員としての職務の遂行が可能な人。
- 4 その他
 - (1) 選考試験の実施にあたり、障害の種類・程度に応じた配慮をします。
 - (2) 選考結果の通知については、一般選考と同様に行います。



チケットラベル ハートTOハート

グリーン島&キュランダ観光、 春休みケアンズ5日間

世界最大のサンゴ礁群グレート
バリアフリーフと世界最古の森
という2つの世界遺産への入り
口となるケアンズ。キュランダ
鉄道での旅とロープウェイで空中からも森を楽し
める面白いツアー。



期 間: 4月2日(月)~6日(金)
料 金: 248,000円(2名1室利用)
出 発: 成田・中部・関空
ポイント: 添乗員同行、リフトバス利用

モン・サン・ミシェルと ノルマンディー地方&パリ8日間

映画「男と女」の舞台となったノルマンディー地方
のリゾートに滞在、海上のピラミッドとも言われ
るモン・サン ミッシェルへ。美しい5月のパリで3
連泊します。

期 間: 5月6日(日)~13日(日)
料 金: 498,000円(2名1室)
出 発: 成田・中部・関空・岡山・福岡・新潟
ポイント: 添乗員同行、リフトバス利用

アメリカ大自然の旅 グランドサークル9日間

国立公園の宝庫であり、偉大な
アメリカの自然とネイティブ・
アメリカンの文化が残された「グランドサーク
ル」。緑豊かなザイオン、レイクパウエル湖畔で
連泊。アメリカの広さと深さを知る旅。



期 間: 6月28日(木)~7月6日(金)
料 金: 498,000円(2~4名1室)
出 発: 成田・中部・関空・福岡
ポイント: 添乗員同行、リフトバス利用

新緑に輝く7十・世界遺産の森 白神山地 3日間

白神岳山麓に連泊。目も覚めるような新緑の世界
が楽しめます。

期 間: 6月1日(金)~3日(日)
料 金: 248,000円(2名1室利用)
出 発: 中部・羽田・伊丹
ポイント: 添乗員同行、1日目のみリフトバ
ス利用、その他はサポートあり

■申し込み・問い合わせ■

名古屋市中区錦1-20-19 名神ビル6F
TEL:052-222-7611 FAX:052-222-1223
<http://www.tictravel.co.jp/>

JTBバリアフリープラザ

東京・横浜新名所と房総半島 ぶらり旅3日間

ディズニーシー、横浜ベイブリッジ、中華街、東
京湾アクアライン海ほたる、南房パラダイスなど
と、人気の観光スポットが盛りだくさん!

期 間: 5月16日(水)~18日(金)
料 金: 名古屋発110,000円、
大阪発128,000円、東京発98,000円
ポイント: リフトバス利用、名古屋発以外は
出発時から添員同行、名古屋は東
京駅で合流

北欧の都市と自然の魅力を満喫 デンマーク・ノルウェー・スウェーデン ハイライト8日間

期 間: 6月20日(水)~27日(水)
料 金: 695,000円
出 発: 成田 他地域発は要相談
ポイント: 添乗員同行、リフトバス利用

■申し込み・問い合わせ■

東京都港区芝5-34-2 春日ビル1階
TEL 03-3456-5411 FAX 03-3456-5414
<http://www.jtb.co.jp/bfplaza/>

ものぐさの本棚

堤 剋喜

長兄は読書家。次兄は、要領よく、拾い読みができる笛吹（クラリネット奏者）。我が家の慣例として、二人が読んだり使ったりした本は、物置や廃品回収へは直行せず、読書家ではなく、要領も悪い、ものぐさな末弟の本棚を経由することになっていた。一見、満杯に思える本棚に並んだ本の背表紙を眺めて育った。そのうち、「本とは読むべきものだ」と習った。読破したときの満足感も知った。しかしながら、「読んだ方がいいけれど、とても読み切れない本の山」に催促されているようで落ち着かず、山が目立たないようにしたい。「読む気になれない本の山」の前面に、わずかながら自力で読み切った本で丘陵地帯を作るようになった。

丘陵を拡張すべく入手した本が、山を高くする素材になってしまう。よくあること。でも、通信販売で買った本の方が山になりやすい。これは僕だけか？パソコン画面に流れる宣伝だけだと、タイトルに気をとられて、手にしたときの重さや活字の読みづらさを忘れがち。

年末、書店へ入った。せめて、もう1冊読み終えてから年を越したい。すると1晩で読み切れる本を、となる。その基準を優先して1冊を選び、レジへ。「ずいぶん、お久しぶりですね。お元気でしたか。また来てください。」聞き覚えのある声と、見覚えのある顔だった。

去年、最後に読んだ本は『情報を捨てる技術』。製本されてから5年がかりで僕の手元に。情報漏洩の防止やコンピュータウィルスに関する記述はなかった。この種の本としては古いほう。それでも、なかなか鋭い。
 ・物理的な収納スペースも、自分の処理能力も有限であることをふまえ、手に負えないものには初めから手を出さないのが得策。
 ・必要を感じてから情報収集を始めても、大抵間に合う。
 ・ふつうの人が操作に習熟し、実用的に使いこなせるアプリケーションソフトは5つまで。それ以上増やそうとすれば、道楽や専門家の領分。楽しくなかったら手を引け。そして、十分に古い情報は、それ以上あまり古くならない、のだそうだ。書類や雑誌のたぐいは簡単に捨てたが、半ばオブジェや記念品と化している本は1冊も捨てぬまま、新年が来た。ものぐさ者は、ものぐさなままでいい！？

今、机の上に「あの日の教室－NHK子ども番組テーマ集」というCDがある。通販の店員役（コンピュータ）が薦めてくれた商品。これは当たりだった。50曲通して聴いてみた。7割方、どこかで耳にしたことがあるメロディ。歌詞の中で繰り返し出てくるのは、「みんな」「なかま」「なかよし」。なんだかロボットの先生から、道德の授業を受けたみたいで、少し滑稽だけれど。

うまくできないことを嫌いになるのは、疲れ果てないための安全弁。うまくできる人を嫌いにならなければ、それなりに楽しめる。僕は楽器の練習が嫌いになったけれど、生まれてからずっと笛吹の弟をやっている。

正直なところ、入学祝いの手紙に使えるようなフレーズを見つけたと思って喜んだ。

でも、待った。共感したり、誰かと一緒にいることが苦手な人が案外多いではないか。（僕もその一人かもしれないし、少なくとも時々はそのような状態になる気がする。）何の準備もなく、唐突に「みんな仲良く」「嫌うな」「できるだけ好きになれ」などといっても無理だし、酷な話だろう。やれやれ。また振り出しかな。訓辞なんて柄でもない。祝意だけ伝えることにしよう。

ともあれ、時節柄、諸々のウィルスにご注意を。



グルメな調査隊 第48弾

石焼&ワイン イワタ

場所：名古屋市昭和区桜山町5-98

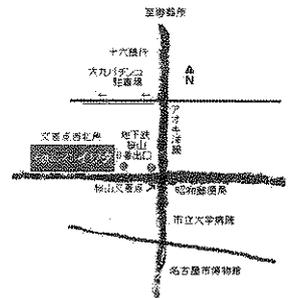
岩田ビル 1、2、3F

TEL 052-853-2941

FAX 052-853-2943

http://www.ishiyaki.co.jp

最寄り駅：地下鉄桜通線桜山駅エレベーター出口から徒歩2分、8番出口目の前



名古屋市昭和区Oさんより

今まで店舗は2階だったので車いすではちょっと…と思っていたんですが、1階をリニューアルしたと聞きつけ行ってみました。ジューシーないいお肉を本当に堪能できます。もちろん車いすでOK!!

★ジャンル 洋食

創業58年の食肉店直営のこだわりの料理とワインのお店。800度まで熱した石の上で焼くことで石が肉の余分な脂を吸収し、遠赤外線効果により、とてもやわらかくヘルシーなお肉をいただけます。両面に焼き色がついたレア状態のお肉は脂もしつこくなく溶けるよう。その他、テイクアウトもできる牛筋カレーやコロッケパンもおすすめ。

★ランチ (11:30~14:30)

- 和牛筋カレー(和牛筋をじっくり煮込んだコクのあるカレー) 700円
- ミックスランチ(飛騨牛コロッケ、ハンバーグ、ウィンナ、パンorライス、サラダ) 1,000円 (限定10食)
- 黒豚カツランチ(カツ、サラダ、ライス、赤だし) 1,500円
- 石焼屋会席(お口取り、国産牛と貝柱石焼、ご飯、赤だし、サラダ、コーヒーorデザート) 2,980円

★メニュー例

- 和風定食(しょうが醤油であっさり仕上げた細切りソテー肉、コーヒーorデザート) 1,500円
- 極上石焼定食(極上牛ロース石焼、サラダ、紫蘇ご飯、赤だし、コーヒーorデザート)

3,900円

- 石焼ディナーA(スープ、特選牛サーロインステーキ石焼、サラダ、ガーリックチップ、パンorライス、グラスワインorコーヒーorデザート) 6,500円

★ワイン

ワインブティック・ラ・ターシュ直輸入ワインをはじめオールドヴィンテージワインを取り揃え。

- ・ハウスワイン グラス 580円
- ・オールドヴィンテージワイン グラス 950円
- ・ボトルワイン ハーフボトル 1,200円~
フルボトル 2,300円~

★店内の様子

入り口：自動ドア、段なし
 店内：1階段差なし、ボックス席12席(椅子固定)、丸テーブル席4席(椅子移動可能)、2階テーブル席、3階お座敷個室
 ※車いす利用の方は1階席になるので予約をしたほうが確実。

★お手洗い

店内：洋式トイレ、外開き戸、手すりなし
 最寄の障害者用トイレ：地下鉄桜通線改札、市大病院

★駐車場 4台、車いす用スペースなし

★営業時間 毎週水曜日定休
 ランチタイム 11:30~14:30
 ディナータイム 17:30~22:00

★サポート倶楽部会員特典

現金支払い時のみご飲食代5%OFF! テイクアウトも含む。(2008年1月末日まで有効)
 サポート倶楽部会員証を提示して下さい。

福祉用具のリサイクル情報 (02/20 現在)

欲しいもの、不要なものはありませんか？

リサイクルの輪を広げよう！

◆AJU自立の家は、なごや福祉用具プラザの中で、福祉用具のリサイクル品のコーディネートと福祉用具の販売、自立生活情報の提供などを行っています。

譲りますよ！ *金額の表示のないものは無料

★ベッド、床周用品

- ・手動リクライニングベッド 通販で購入 未使用
- ・1モーターベッド ¥30,000 9年くらい使用
- ・2モーターベッド 5年前に購入、月に一回使用
- ・3モーターベッド ¥80,000 2ヶ月使用
- ・エアーマット トライセル ¥20,000 2ヶ月使用

★移動用品

- ・手動車いす 左まひ用
- ・手動車いす ヴィクトリー ¥20,000 10年使用
- ・電動車いす JW-1 ¥100,000 3年使用
- ・電動四輪車 10年位使用
- ・シルバーカー ¥13,000 未使用

★入浴用品

- ・介助ベルト(入浴用) ¥1,000 未使用
- ・入浴用リフト(水圧式) ¥100,000 5年使用

★トイレ用品

- ・パイプ式ポータブルトイレ折り畳み可 3年使用
- ・ポータブルトイレ 安寿FX-1 未使用
- ・ポータブルトイレ 木製 ¥1,000 時々使用
- ・木製ポータブルトイレ EC型 328 ¥10,000 未使用
- ・女性用差し込み便器 未使用
- ・スカットクリーン(男性用) ¥3,500 未使用

★その他

- ・イルリガードル台(点滴台) 2ヶ月使用
- ・移動介助器 カールくんKH3B 5年位使用
- ・吸痰用カテーテル 17本
- ・酸素のホース カニューラ 未使用
- ・カートさすべえ 1年くらい使用
- ・吸引機 ミニックス 未使用
- ・パジャマ フドーボディースーツ・フドーズボン
- ・使い捨て注射器 注射器 20ml 45本
- ・靴 装具用の靴 右のみ ¥500
- ・靴 Vステップ 27cm 黒 ¥500
- ・キャリングケース付きポータブルハンドシャワー

- ・寝たきりの人の洗髪に。 ¥6,000
- ・吸入器 医療用吸入器ミリコン(ヘパフィルター) ¥10,000 1回のみ使用
- ・リフト マイリフティA ¥70,000 1回使用
- ・リフト つるべーF2セット ¥80,000 1回使用
- ・階段昇降機(曲線型)スーパーレターα ¥500,000 2年使用

譲って欲しい！

エアーマット、除圧マット、ベッドテーブル、シャワーいす、入浴用車いす、バスボード、浴槽手すり、トイレ用簡易手すり、手動車いす、介助用車いす、電動車いす、電動車イスユニット、歩行器、シルバーカー、おむつ処理器用カートリッジ、スリングシート(メッシュタイプ)、スロープ(折りたたみ希望)、トーキングエイド、電動昇降いす、吸引器、紙おむつ、リフト、福祉車両、松葉杖、ストレッチャー、座椅子などなどを探している方もたくさんみえます。

「譲って」欲しい方、「譲りたい！」という方、ぜひご連絡下さい。

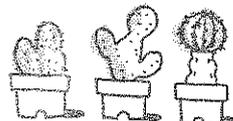
●AJUリサイクル相談事業部●

TEL 052-851-0059 FAX 052-851-0159

ホームページでもみることができます。

<http://www.aju-cil.com>

毎週土曜日の朝日新聞(朝刊)にも、リサイクル情報が掲載されています。



名古屋駅のルーセントタワー情報

春日井市の鈴木さんより

1月26日に名古屋ルーセントタワーがオープンしたので、早速見に行ってきました。地上40階、地下2階のオフィスビルですが、レストランやビルで働く人をターゲットにしてコンビニがあり、僕たちも利用できます。それに、ビルと名古屋駅の地下街を結ぶ地下道もオープンしたので、雨に濡れることなく行くことができます。

名古屋市のOさんより

ルーセント行ってきました。名駅の地下から直接行けるのがいいですね。ちょっと距離はありますが、地下通路がなかなかこっています。壁面の絵や照明を楽しんでいるとあっという間に到着。オフィス以外は、地下1階と1、2階にレストラン、3階にクリニックが入っていました。イタリアン、中華、和食など数点のレストランが入っていて、ホントはご飯が食べたかったのですが、1時間待ちとかがあったので、あきらめました。当面は予約した方がいいですよ。

外からの印象ですが、オイスターバー（高いテーブルのカウンター）以外は車いすで利用できそうでした。



障害者用トイレも各階にありました。2階の障害者用トイレは一般トイレと同じフロアにあって、分かれていないので新しい感じがしました。

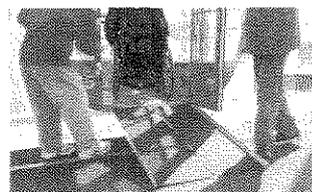
.....

愛知県刈谷市のオアシスパーク

名古屋市のNさんより

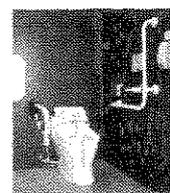
観覧車と産直市場と天然温泉のあるオアシスパークへ行ってきました。天然温泉は時間の関係で見ることができませんでしたが、温泉施設の外には足湯もありました。足湯を楽しむには車

いすから降りる必要はありませんが、湯船までは段差なしでした。高さ60メートルの観覧車は2つの



ゴンドラが車いす使用になっていて、いったん止めてスロープを設置して乗り込みます。その時よく、「車いすのお客様が乗り込むため一旦停止します。」のようなアナウンスがあって恐縮したり、恥ずかしかったりするのですが、そこは、「お客様が乗り込むため・・・」とアナウンス。もちめん恐縮はするけれど、目立って恥ずかしいといういつもの思いをしなくてすみ、約12分の空中散歩を楽しめました。産直市場は野菜が激安でワクワクしました。立派な大根1本80円、キャベツ一玉70円とか。もちろん買いました。レストランやお土産工房もあり、楽しめますよ。それから、ここの有名な『デラック

ストイレ』も見てきました。ただ、デラックスなのは一般の女性だけでした。5つの建物すべてに



障害者用トイレがありました。

場所：愛知県刈谷市東境町吉野55
アクセス：高速道路（伊勢湾岸道豊明ICと豊田南の間、上下線とも利用可）、一般道路（県道54号線からすぐ）、障害者用駐車場あり。

観覧車：600円（手帳提示で本人と介助者1名半額）

**お便りありがとうございました。
引き続き、お便り、情報などを
お待ちしております。**

〒466-0015 昭和区御器所通3-12-1 3F
AJU福祉情報誌編集部宛
TEL052-851-0059 FAX052-851-0159

愛知県心身障害者技能習得奨学金

愛知県では、職業に必要な技能を習得するため、専修学校や各種学校に在学している身体障害者手帳又は療育手帳を所持している人（名古屋市及び中核市に在住の方を除く）に技能習得奨励金が支給されます。

<月額> 10,000円

* 所得制限があり。

<支給時期> 年3回（5月、8月、12月）

* 有効期間は1年（年度内）ですので、次年度に引き続き奨励金の支給を希望する場合は、改めて申請が必要

<問い合わせ先>

市町村役場、県事務所、県障害福祉課

障害者、高齢者等の入居を促進する法律

「住宅セーフティーネット法案」

自民と公明両党が、賃貸住宅を借りることが困難な障害者や高齢者、子育て世帯などの入居を促進する「住宅セーフティーネット法案」（仮称）を、今国会に議員立法（*1）で提出する方針を固めました。この法案は、国に障害者などの入居促進に関する基本方針の策定を義務付け、地方公共団体にはNPOなどと連携して支援策を講じる努力規定が盛り込まれています。国土交通省に、障害者等向け賃貸住宅を建設する事業者への補助計画など、各種支援策を盛り込んだ基本方針を策定する義務を負わせ、この基本方針に基づき、国と地方自治体は、賃貸希望者への情報提供や公的賃貸住宅の供給促進などの努力義務を負うと規定されています。



（*1）国会で、議員により提案される法律。政府が提案するのは「内閣立法」。

書籍の紹介 * 価格は税込み

<障害のある学生の“学び”のサポート関連>

●発達障害と大学進学 ～子どもたちの進学の夢をかなえる親のためのガイド～

アメリカの特別支援教育に学ぶ発達障害者の進路保障についての内容となっています。発達障害診断後の生活と小中高での特別支援、そして、大学進学という選択とその具体的支援について書かれています。

著者：アン パーマー 訳：服巻智子

価格：2,310円

発売：2007年

●発達障害のある学生支援ガイドブック

～大学における支援体制の構築のために～

発達障害をもつ学生に対する支援の方法、卒業や就労への支援の実際などについてまとめたもの。また、障害当事者の声も紹介されている。

著者：国立特殊教育総合研究所

価格：1,400円

発売：2005年

●視覚障害学生サポートガイドブック

視覚障害者の進学・入試から卒業・就職までの過程で必要とされてくる実践的支援についてのノウハウ本。

著者：鳥山由子、青松利明、

青柳まゆみ、石井裕志

価格：1,890円

発売：2005年

●聴覚障害学生サポートガイドブック

～ともに学ぶための講義保障支援の進め方～

はじめて聴覚障害学生を担当することになった先生方を対象に、先生方個人が今すぐにでも実践できるインフォーマルなサポートを中心に掲載されている。

著者：斎藤佐和、白澤麻弓、徳田克己

価格：1,680円

発売：2002年

<新築、リフォームの関連>

●自分らしく住むためのバリアフリー

～ハウスアダプテーションの事例から～

「高齢になったり障害をかかえたりしても、自分らしく生きたい。だから家のほうを自分に合わせてバリアフリーにしよう。」という『ハウスアダプテーション』の考え方に立ち、当事者や家族、設計者、理学療法士、介護福祉士など多くの人たちから寄せられた全国数十の事例と、心満ち足りてそこに暮らしている当事者たちの暮らしぶりを豊富な写真で紹介している。

著者：住宅総合研究財団
価格：2,205円
発売：2006年

●地域で住まう・玄関のある暮らし

～脱施設・自立と住まいのリフォーム～

「もっと自由に暮らしたい」「私だけの家を持ちたい」。そんな夢を実現した脳性まひ、頸椎損傷筋ジストロフィーなど、重い障害のある人たちのリフォーム実例集。社会に開かれた生活を可能にする発想とさまざまな工夫を「リフォーム編」「道具編」「パーツ編」などが、具体的・実用的に紹介されている。



著者：浅井貴代子と仲間たち
価格：2,100円
発売：2001年

<その他>

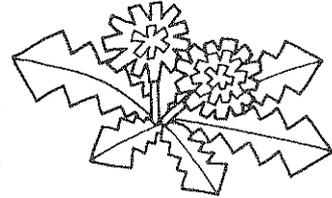
●二次障害ハンドブック 改訂版

二次障害に悩む人々の体験記をはじめ、治療・ケア・サポートなどさまざまな立場から、二次障害の糸口を探る内容。大阪在住500人対象の二次障害アンケート調査報告掲載。

著者：二次障害検討会
価格：2,100円
発売：2007年

●「私の手になってくれたあなたへ」

札幌の自立生活センター『いちご会』代表小山内さん（脳性まひ）のこれまでの歴史をたどる本。ケアする人、家族、仲間、社会などとの関わりから何を思い、何を行ってきたのか。そしてこれからの夢をつづっています。支えてくれた人たちへの感謝もこめられた、著者の集大成ともいえる一冊。



著者：小山内 美智子
価格：1,470円
発売：2007年

.....

共同通信ニュースより

難病のALSにワクチン、日・カナダ開発

運動神経が死んで全身の筋肉が徐々に動かなくなる難病、筋萎縮性側索硬化症（ALS）のうち、遺伝性へのワクチンを日本とカナダのグループが開発、マウスで延命効果があったとの実験結果を米科学アカデミー紀要電子版に30日、発表した。

グループの漆谷真滋賀医大分子神経科学研究センター助手によると、ALSに有効なワクチンは世界初で「ヒトへの応用が可能で、早期治療が期待できる」としている。

ALSの1割は遺伝性で、研究グループは遺伝性の原因遺伝子の一つとされ、有害な活性酸素を無害化する「スーパーオキシドジスムターゼ1（SOD1）」という酵素の突然変異に着目。もともとSOD1は細胞質内にあるが、研究グループはALSを発症するモデルマウスの実験などで、細胞外に出た変異型は運動神経に障害を与えることを確かめた。そこで、大腸菌を利用した遺伝子組み換え操作で酵素機能がない変異型SOD1を作り、ワクチンとしてマウスに投与すると、主に変異型と反応して動かなくする抗体ができた。

ファミリーマートが 福祉コンビニめざす?!

ファミリーマート（以下、ファミマ）は、社員や店長に介護関連の資格を取得させ、店舗を福祉サービス拠点として活用する構想を発表しました。まずは、商品の宅配制度を導入するようです。そして、将来的には、配達先のお年寄りらの安否確認やケアをする"福祉コンビニ"の実現を目指しています。たくさんのコンビニができており、各社生き残りをかけて様々な取り組みをしていますが、ファミマは高齢社会に対応したサービスを柱にすることで競争力向上を狙っています。

来年度中に、商品の宅配を導入する予定で、高齢者向けに弁当の週替わりメニューを組むなど本格展開するよう。そして、第2弾は、ホームヘルパーなど介護関連の資格取得を従業員らに促し、最終的には、商品の配達者が訪問先の高齢者らの安否確認や、家事などのケアをするサービスにも踏み込みたい考えのようです。

伊豆高原のお宿「山の辺」

車いす利用の自立の家スタッフが、2度利用した和のペンションをご紹介します。全4室という小さなお宿で、バリアフリー設計となっています。1度目は、部屋の入口からずっと車いすの座面くらいの高さになっている和室を利用。ベットに移るように部屋に入ったそうです。2回目は、2階の和洋室を利用。車いすのまま客室内を移動。食事がとてもおいしく、ボリュームもあるそうで、夕食朝食ともに部屋でゆっくりとれるそうです。HPの写真では、食事用のテーブルは低いのですが、予約時に「車いす利用」と伝え、車いすで利用できるテーブルを用意してくれます。風呂や部屋の床は床暖房で、快適でした。

料金：1階（3室） 3名位まで 10,290円～
2階（和洋室）2名まで 13,440円～
3名まで 12,390円～

* 上記は平日と祝日前以外の1泊2食付・税込、一人あたりの料金。

山の辺(やまのべ)

場 所：静岡県伊東市池893-140

連 絡：TEL/FAX 0557-53-5056

<http://www3.tokai.or.jp/yamanobe/>

名古屋市地下鉄アクセス情報

名古屋市の地下鉄は、平成22年度までにすべての駅（83駅）に車いすで移動できるルートが整備される予定です。

<19年2月現在、エレベータ未設置駅>

- 東山線 4 駅
中村日赤（19年度設置予定）、亀島、新栄町（20年度設置予定）、千種（18年度設置予定）
- 名城線 4 駅
東別院（20年度設置予定）、妙音通（20年度設置予定）、伝馬町（19年度設置予定）、西高蔵（20年度 設置予定）
- 鶴舞線 4 駅
庄内通、川名（19年度設置予定）、塩釜口、赤池
- 鶴舞線 6 駅
庄内通、荒畑（18年度設置予定）、川名（19年度設置予定）、塩釜口、植田（18年度設置予定）、赤池

<久屋大通駅のボタンが換わったわけ>

「久屋大通駅のエレベータの押ボタンは、ボタンの周りが膨らんでいるので手の不自由な障害者には、腕で押すこともできず、操作ができない。ボタンの形状を変えてほしい。」という市民の要望で、使いやすい押しボタンの部品をエレベーターの点検時に交換することになったそうです。うれしいですね。

私たちも気が付いたら伝えていきましょう!

連絡先：電車部運輸課 TEL (052)972-3853

医療相談室

長年、診療機関で障害を持つ仲間の医療ケアに携わってこられた「リハビリテーション医の万歳登茂子先生」のご協力で開設。

＜相談日＞ 3月3日、17日、4月は未定
いづれも土曜日、予約制、30分程度
時間は要相談

＜対象＞ 障害を持っている人

＜費用＞ 無料

＜受付＞ 自立生活情報センター

TEL 052-841-6677 FAX 052-841-6622
E-mail : johoc@aju-cil.com

＜場所＞ 名古屋市昭和区恵方町2-15

(社福) AJU自立の家 サマリアハウス内相談室



生活の道具相談室

障害当事者、福祉、医療関係者が有志で開設。
道具の導入相談、道具の工夫や制作に対応。

＜相談日＞ 3月3、17日、4月7、21日
いづれも土曜日の午後1:30～

* 事前にご連絡をいただくとスムーズです

＜費用＞ 無料

＜受付＞ サマリアハウス 浅井

TEL 052-841-5554 FAX052-841-2221

＜場所＞ 名古屋市昭和区恵方町2-15
(社福) AJU自立の家サマリアハウス内

やさしい住まいの支援ネット

障害当事者、福祉、医療、建築関係者が有志
で開設し、住宅の改造などの相談に対応。

＜相談日＞ 生活の道具相談室と同じ

* 受付、場所は生活の道具相談室と同じ

ホームページができました！！

<http://sumai-sien.hp.infoseek.co.jp/>

平成19年度の購読料(1,500円)

振り込みのお願い

今年度も皆様の声にお応えしようと、編集委員一同頑張っ
てまいりましたがいかがでしたでしょうか？来年度も皆様のご
希望に答えるべく、さらなる努力をいたしまして内容の充実に
努めてまいります。どうぞ、引き続きご愛読をよろしくお願
い申し上げます。つきましては、封筒の宛名近くに「購読料
支払い済み年度」を書かせていただきます。そちらをお確かめ
いただき、同封の郵便振り込み用紙にて継続をお願いいたし
ます。なお、すでに来年度分をお振り込みいただいている方
にも作業の都合上、振り込み用紙が同封されております。大
変申し訳ありませんが、ご了承下さい。

口座 00890-0-90573

加入者名 福祉情報誌発行委員会

* 通信欄に、何年度分の購読料の入金かと、情報誌への感想、皆様の近況などをぜひご記入下さい。

お詫び 予告しておりましたが、「介助者とのつきあい方」は次号掲載となりました。申し訳ございません。

情報募集中！

自立支援法への意見、街で見つけたアクセシブルな穴場、ちょっとおかしな？と思う車いすトイレの作り、親切なお店、グルメなお店、みんなに聞いて欲しい事件などなど、皆さんからの情報をお待ちしています。



■編集部 TEL 052-851-0059 FAX 052-851-0159

メール : johoc@aju-cil.com

隔月発行
年間購読料 1,500円

振込先：郵便局00890-0-90573